岡崎市屋外広告物条例の一部改正について

1　背景と目的

岡崎市では、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止を目的に、岡崎市屋外広告物条例において、屋外広告物に関する必要な規制を行っています。

平成 27 年２月の札幌市の看板落下事故をはじめ、屋外広告物の老朽化や適切に管理されていないことを原因とする事故が全国で発生していることから、国土交通省により平成 28 年４月に、管理義務の明確化、安全点検の有資格化に係る「屋外広告物標準条例ガイドライン（案）」の改正が行われ、平成 29 年７月には「屋外広告物の安全点検に関する指針（案）」が策定されました。

また、近年、公共空間や公共物を利活用したまちづくりの機運が高まっており、道路や公園などの各種規制が改正される中、屋外広告物においても「屋外広告物標準条例ガイドライン（案）」の改正により、エリアマネジメント広告や、公共施設に表示する広告物の規制弾力化がなされました。

これらの改正等を踏まえ、本市においても、屋外広告物の安全対策を強化するとともに、屋外広告物を活用したまちづくりを推進するため、「岡崎市屋外広告物条例」の一部改正を行います。

2　改正の概要

（１）管理義務の明確化・安全点検の有資格化

（２）地域・地区規制の指定等に関する見直し

（３）公共空間等における屋外広告物の活用

（４）禁止物件に関する見直し

（５）許可基準の見直し

3　改正の詳細

（１）管理義務の明確化・安全点検の有資格化

①　管理義務の明確化

屋外広告物の表示・設置者及び管理者は、屋外広告物に関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態を保持する管理義務がありますが、事故等が発生した場合の責任は、屋外広告物の所有者又は占有者が負うことになるため、従来の表示・設置者、管理者に加え、所有者（※１）・占有者（※２）にも管理義務があることを条例上においても明確にします。

※１…広告物を表示する掲出物件を所有する者　（掲出物件が設置されたビルのオーナーなど）

※２…掲出物件を所有者から賃借し、広告物を表示する者　（広告代理店など）

②　安全点検の有資格化

岡崎市内に掲出される全ての屋外広告物（一部の簡易な広告物等を除く。）を対象に、表示・設置者等は、その本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況について、安全点検（通常点検）を実施することを義務付けます。

また、一定規模以上の屋外広告物については、屋外広告士等の有資格者による安全点検（有資格点検）を実施することを義務付けます。

ただし、有資格点検については、条例施行から３年間猶予します。

点検区分	対象物	点検者の資格	安全点検対象外とする広告物
通常点検	全ての屋外広告物	不要	◆はり紙、はり札、広告旗等の簡易な広告物 ◆法令の規定による広告物 ◆政治活動広告物 ◆選挙運動広告物 ◆冠婚葬祭、祭礼等の広告物 ◆講演会等の為その会場の敷地内に表示する広告物 ◆公共掲示板に表示する広告物 など
有資格点検	広告物の高さが４ｍを超えるもの	以下のいずれかの資格が必要となります。 ◆屋外広告士 ◆建築士（一級・二級） ◆特定建築物調査員 ◆屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習のうち市長が認めたものの修了者	

◆有資格点検の対象の広告物の例

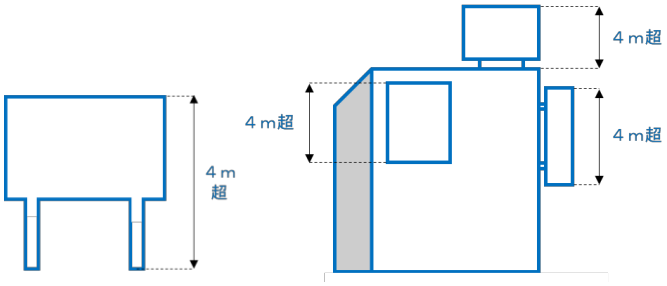

◆点検箇所及び点検項目

安全点検は、広告物の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況について、下記点検箇所と点検項目に基づいて実施する必要があります。

点検箇所	点検項目
基礎部・上部構造	1　上部構造全体の傾斜及びぐらつきの有無
	2　基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間及び支柱のぐらつきの有無
	3　鉄骨のさび及び塗装の老朽化の有無
支持部	1　鉄骨接合部分（溶接部及びプレート）の腐食、変形及び隙間の有無
	2　鉄骨接合部品（ボルト、ナット及びビス）の緩み及び欠落の有無
取付部	1　アンカーボルト及び取付部プレートの腐食及び変形の有無
	2　溶接部の劣化及びコーキングの劣化等の有無
	3　取付対象部分（柱、壁及びスラブ）及び取付部周辺の異常の有無
広告板・文字	1　表示面板及び切り文字等の腐食、破損及び変形並びにビス等の欠落の有無
	2　側板及び表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形及び欠損の有無
	3　広告板底部の腐食及び水抜き孔の詰まりの有無
照明装置	1　照明装置の不点灯及び不発光の有無
	2　照明装置の取付部の破損、変形、さび及び漏水の有無
	3　周辺機器の劣化及び破損の有無
その他	1　附属部材（装飾、振れ止め棒、鳥よけその他附属品）の腐食及び破損の有無
	2　避雷針の腐食及び損傷の有無
	3　その他安全上重要な部分の劣化、破損等の有無

（２）地域・地区規制の指定等に関する見直し

①　眺望に関する展望規制の追加

大樹寺から岡崎城天守を望む眺望など、眺望景観の保全等を図るため、眺望点から展望できる広告物を規制できるようにします。

眺望点から展望することができる範囲のうち、近い範囲について、建築物の屋上等に表示・設置する広告物等の表示・設置を禁止し、その他の広告物等の表示・設置に係る許可基準を厳格化します。

規制内容は、展望規制の範囲指定時において、地域の実情に応じて設定を行います。

また、規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者には 30 万円以下の罰金が科せられる場合があります。

②　広告物活用地区・景観保全型広告整備地区の規制

従来、景観を保全するために規定されている【保全型】の広告景観地区を、国土交通省策定の「屋外広告物標準条例ガイドライン（案）」に基づき、「景観保全型広告整備地区」に変更します。

また、規制緩和による【活用型】の「広告物活用地区」を新たに追加し、活用型・保全型と区分することで、地区ごとに範囲を定め、基準を設定できるようにします。

なお、広告景観地区の指定は、現在ありません。

③　高速自動車国道に併設する休憩施設敷地の規制

休憩施設は道路法に基づく道路用地ではなく、民有地に建てられ商業店舗を集約した施設であるため、休憩施設の敷地を市の許可区域の規制に変更します。

（３）公共空間等における屋外広告物の活用

①　まちの賑わい創出等に資する広告物の規制弾力化

公共空間等におけるまちの賑わい創出、及び公衆の利便向上に資する広告物（その広告料収入を公益上必要な施設等の設置又は管理に要する費用等に充てるものを含む）については、設置主体を限定したうえで、設置基準を満たすことを条件に屋外広告物の各種規制（禁止地域、禁止物件、規格等）を弾力化します。

設置主体 （いずれかに該当するもの）	【主な設置主体】 ・都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 118 条第 1 項の規定により指定された都市再生推進法人 ・道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 48 条の 23 第 1 項の規定により指定された道路協力団体及びこれらに準ずる団体 ・国・地方公共団体（国・地方公共団体と事業契約等を締結した民間事業者を含む）
設置基準 （全ての要件を満たすもの）	【主な設置基準】 ・広告物の表示又は設置の期間が原則三箇月を超えないこと ・良好な景観の形成又は風致の維持・向上に寄与するものであること ・広告物の表示または設置について関係機関との調整がされていること

②　公共施設等に表示する広告物の規制弾力化

案内図板や公共施設に屋外広告物を表示し、広告料収入を施設の維持管理費等に充てる取組が、施設や物件の適切な更新や維持管理等の効果的な手法として注目されています。

公共施設又は物件で、広告料収入を維持管理費等に充てるものは、禁止地域においても設置できるように規制を弾力化します。

③　公共的目的をもって表示する広告物の設置等に関する適用除外団体の追加

禁止地域、禁止物件において、設置できる者が国又は地方公共団体に限定されていた、公共的目的で表示する広告物又は設置する掲出物件を「公共的な団体」も設置できるようにします。

（４）禁止物件に関する見直し

①　景観重要建造物及び景観重要樹木の適用除外

屋外広告物を掲出できない禁止物件となっている景観重要建造物及び景観重要樹木について、商業活動に不利益が及ばないようにするため、自家用広告に限り掲出できるようにします。

②　道路の路面表示

広告料収入を公共施設等の維持管理費等に充てる取組を推進するため、道路の路面を禁止物件から除外します。

ただし、従来の規制どおり、交通の安全を阻害するおそれのあるものについては、掲出を禁止します。

（５）許可基準の見直し

①　禁止地域における案内誘導広告の規制強化

現在の案内誘導広告の規制は、許可地域である指定道路及び鉄道に接続する区域に設定している許可基準が、禁止地域より厳しいものであり、規制の強弱が逆転しています。そのため、禁止地域の規制を強化します。

◆強化する項目

・　表示内容を、案内する対象の名称、案内する対象までの距離、地図、矢印等の行き先を示す表示その他これらに類するものに限定します。

・　事業所等への入口の判別が困難な場合において、当該入口を判別するために表示し、又は設置するものに限定します。

・　一事業所等に原則として一個とします。

②　指定道路及び鉄道に接続する区域の規制緩和

指定道路及び鉄道に接続する区域に立地する店舗や事業所等では、自己敷地内において広告板や広告塔が従来の基準では設置できない場合がありました。

そこで、店舗等の自己敷地内における広告板等に関して、禁止地域に設定している基準を指定道路及び鉄道に接続する区域においても取り入れることで、自己敷地内における広告板等を掲出できるようにします。

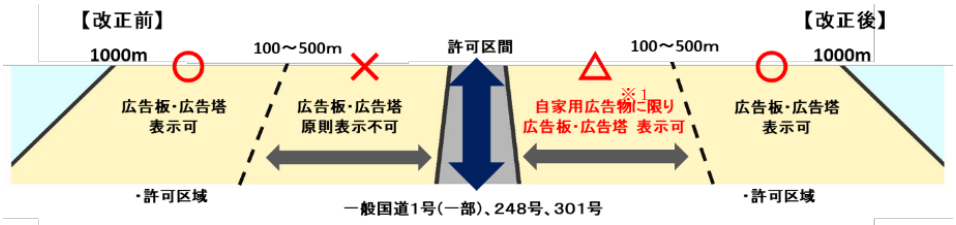

※１　自家用広告物…自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表現するため、自己の住所若しくは居所又は事業所、営業所若しくは作業所に表示するもの(自己の店舗等の建物、敷地内に設置する広告物等)

③　街灯柱フラッグ・広告幕に関する許可基準の見直し等

街灯柱フラッグの許可基準を設定し、広告幕の多様化に鑑み、許可基準を見直します。

◆街灯柱フラッグ

従来の基準に、「添加するものの下端の路面上又は地表からの高さ」を追加します。

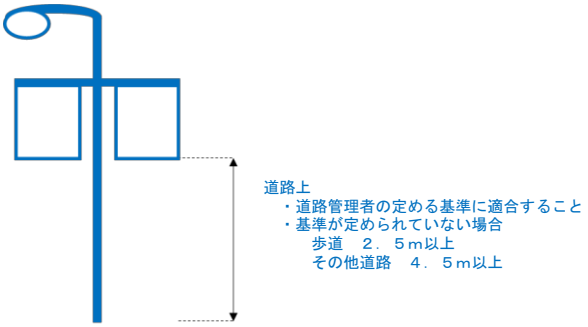

◆広告幕

従来の幅、長さ基準を改定するとともに、「面積基準」を追加します。

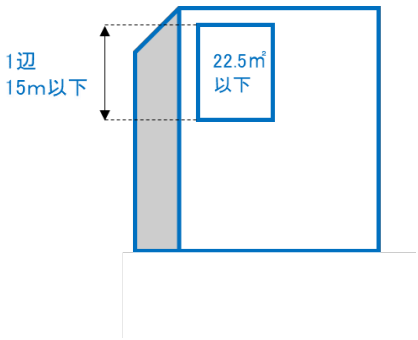

4　条例改正スケジュール

令和２年３月　議会（定例会）に議案を上程

令和２年７月　施行

※ただし、有資格者による安全点検の義務付けは、令和５年７月施行